

令和3年2月栃木市教育委員会定例会会議録

令和3年2月栃木市教育委員会定例会を、令和3年2月22日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木 千津子教育長 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員 大橋 孝子委員
館野 知美委員 林 慶仁委員

2 本委員会の欠席委員は、次のとおり

後藤 正人職務代理者

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

教 育 部 長	川 津 浩 章
生 涯 学 習 部 長	名 淵 正 己
教 育 総 務 課 長	江 面 健 太 郎
参事兼学校教育課長	大 阿 久 敦
保 健 給 食 課 長	五 十 畑 肇
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 義 美
文 化 課 長	金 井 武 彦

4 本委員会の署名委員は、次のとおり

大橋 孝子委員

5 本委員会の書記は、次のとおり

教育総務課 主事 成瀬 瑞希

6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議事

報告第 4号 令和元年度栃木市文化振興計画実施細目の報告について

議案第 3号 栃木市長と栃木市教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

議案第 4号 栃木市教育委員会行政組織等規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第 5号 栃木市教育長の権限に属する事務の委任及び決裁規程等の一部を改正する規程の制定について

議案第 6号 栃木市小中学校施設（特別教室）開放実施要綱等の一部を改正する要綱の制定について

議案第 7号 栃木市公民館条例施行規則等を廃止する規則の制定について

議案第 8号 栃木市長と栃木市教育委員会との地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づく協議について

議案第 9号 栃木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第10号 栃木市不登校児童生徒適応指導教室の在り方に関する方針の策定について

議案第11号 栃木市立学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第12号 栃木市いじめ問題対策専門委員会への諮問について

議案第13号 栃木市いじめ問題対策専門委員会への諮問について

《会 議》

- 教 育 長 — 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 —
- 教 育 長 日程第1 前回会議録の承認について、でございます。1月定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へに配付したとおりでございます。ご質問ご意見等がございますでしょうか。
- 異議なしの声 —
- 教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。
- 令和3年1月定例教育委員会会議録に福島委員が署名 —
- 教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。
- 2月栃木市定例校長会の資料に基づき報告 —
- 1、各校の「保健だより」を拝読して
- どの学校も、校長先生の指導の下、新型コロナウイルス感染症はもとより、インフルエンザ等への感染予防対策法などについて具体的でわかりやすい発信に努めており、コロナ差別を防ぐための、心情に訴えるメッセージや、自ら主体的に感染症予防に取り組む意欲を喚起するメッセージがあった。
- 2、締めくくりの季節。次年度への新たなスタートに向けてお願いしたいこと
- (1) 令和3年度の「栃木市学校教育の重点(案)」を基に、本年度の成果と課題を踏まえた「本校ならでは」の経営方針と具体策を固めること
- 「重点」でねらうことと自校の課題とのギャップに着目することをお忘れなく。次年度より導入される児童生徒一人一台端末についても、本校ならではの有効活用を研究されたい。
- (2) 「いかなる時も、児童生徒の心身の安心、安全を担保すること」を改めて校内で共有すること
- いじめ・不登校の未然防止と早期発見、早期の適切な対応に向けて、校内体制の構築はもとより、全職員が共通理解・共通実践を図れるようにOJTを基本とした校内研修の充実に努めていただきたい。
- (3) 「人事異動」を、個々の教職員の成長と組織活性化への契機に
- 校長面談等々を踏まえ、全体のバランスを考え人事異動事務を行っている。先生一人ひとりの成長と職場の活性化のため、ということで捉えていただきたい。
- 3、小中学校新学習指導要領全面実施のときを迎えて
- 学習指導要領は約10年に1度改訂がある。変わるもののみ意識が集中してしまう傾向があるが、根本的にガラッと変わってしまうものではなく、脈々と引き継がれてきたものは、ほぼ変わらない。変わるもののみ目を向けるのではなく、改訂の時には基本に立ち帰って学習指導要領を読み込み、その趣旨やねらいを確認するとともに、今まで日本の教育が大切にしてきたものを改めて噛みしめる、再認識する時機として捉えていただきたい。
- ご質問等ございましたら、お願いいたします。
- 福 島 委 員 現在栃木市ではコロナにかかった学校については表に出していません。コロナ差別が起こらないようにというのが基本にあるとお聞きしましたが、今後のスタンスも同じでしょうか。

教 育 長 クラスターのような大きなものが発生した場合には公共益を重視して公表すべきだと思いますが、一人二人であれば個人情報を守る、コロナ差別から守るということを重視して、天秤をかけながらになるとは思いますが、そのような方針で参りたいと考えております。また、栃木県教育委員会も同様の考えになります。

福 島 委 員 教育長 わかりました。
他にいかがでしょうか。

教 育 長 — 質問なし —
ありがとうございました。

文 化 課 長 次に、日程第 3 議事に入らせていただきます。報告第 4 号 令和元年度栃木市文化振興計画実施細目の報告について、を議題といたします。文化課 金井課長より説明をお願いします。

〔説明要旨〕
文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、施策を総合的に推進するため、平成 27 年 3 月に栃木市文化振興計画を策定し、平成 30 年 3 月には、後期計画となる栃木市文化振興計画（改訂版）を策定しているが、本計画では、各施策の取り組みを発展させながら目的を達成できるよう、毎年、年次報告書の中で把握・検討を行い、常に継続的な改善を図ることとしている。そこで、本計画の年次報告書である、令和元年度栃木市文化振興計画実施細目について報告する旨説明。

教 育 長 報告第 4 号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員 「施策分野 8 文化財の活用」の「主な施策 3 文化財を活かしたまちづくり」中に、「とちぎ高校生蔵部を筆頭に、各団体は歴史的町並みを活かして非常に頑張っている」という成果が記載されています。色んな場面で高校生蔵部が頑張っているなというのは、新聞記事等で拝見することはあるのですが、紙面では中々伝わってこない部分もありますので、こういうことをやっているというお話を聞かせていただきたいです。

生涯学習課長 主な活動としては、高校生視点で見た市内商店街マップを作成し、日本語の他に英語訳したものを出しております。また、高校生文化祭を例年 9 月末から 10 月頃に行っておりますが、今年は新型コロナウイルスの関係で中止となってしまいました。今年から始めた事業としましては、高校生のラジオ番組を FM くららで月に 1 回行っております。最近では J R 東日本の両毛線沿線の駅と連携して、高校生目線で何か PR できないかと企画を練っているところです。

林 委 員 「3 成果指標による推進状況について」の「(2) 施策の方向性の指標 ②文化団体等の育成と組織化の支援」考察の中に、「出前授業の内容としては、文学・文芸・朗読の領域分野の件数が非常に多く、」と書かれています。朗読は読み聞かせかなと思うのですが、文学・文芸の出前授業はどのようなことをしているのでしょうか。2 点目に、星野遺跡の進捗状況を教えてください。

文 化 課 長 1 点目の出前授業の内容につきましては、件数として多いのはやはり読み聞かせでありまして、地域の方々に協力を頂きながら実施をしております。2 点目の星野遺跡につきましては、現在再オープンに向け展示作業の準備を進めているところでございます。協力いただいている方々と連絡を取りながら展示パネル案等に

ついて話し合いをしております、出来るだけ早い段階でオープンできるように努めてまいります。

林 委 員
文 化 課 長

確か5月オープン予定だったかと思うのですが。

具体的にはまた決まっておりますが、5月には連休もありますので、そういったことを視野に入れて進めていきたいと思っております。

館 野 委 員

文化芸術に関する催しを行った場合、NPO法人等の他団体と協力して行うことはあるのでしょうか。

文 化 課 長

一体的に協力しながら実施するイベントはいくつかございます。代表的なものは毎年秋に開催される各地域における文化祭でして、各文化団体と協力して共催という形で開催させていただいております。個別なイベントとしては、昨年度、今年度と新型コロナウイルスの影響を受けて中止となってしまいましたが、国府地区にある下野国庁跡資料館で国庁祭りを開催させていただき、地域の民族芸能等を披露、国庁をPRするものです。NPO法人等との連携は今後も欠かせないと思っておりますので、今後もアンテナを高くしながら、連携を模索させていただきたいと思っております。

教 育 長

他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長

ありがとうございます。

次に、議案第3号 栃木市長と栃木市教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

令和3年4月1日付けの組織改編に伴い、市長がその権限に属する事務の一部を教育委員会に委任し、又は教育委員会の職員に補助執行させることを定める「市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則」の一部を改正するに当たり、栃木市長から地方自治法第180条の2の規定による協議の申入れがあったので、これに同意することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長
福 島 委 員

議案第3号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

いくつもの施設の記載がありますが、この事務が教育委員会から市長部局に移ると、市民サービスは変わるのでしょうか。

教育総務課長

この議案につきましては、現在教育委員会の職員が行っている事務を今後は市長部局の職員が行うと位置づけられるだけですので、特に市民サービスへの影響は生じません。

西 脇 委 員
生涯学習部長

施設等を利用する場合の手続き先も変わらないということですか。

例えば現在教育委員会にあるスポーツ振興課が、市民スポーツ課として市長部局へ移ります。教育委員会から市長部局へ変わりますが、スポーツ振興課がそのまま市民スポーツ課として引き続き事務を行いますので、内容的に変更はございません。

教 育 長

他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第3号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでし

ようか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第3号について、可決いたします。

次に、議案第4号 栃木市教育委員会行政組織等規則等の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

令和3年4月1日付けの組織改編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市教育委員会行政組織等規則等の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第4号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福 島 委 員

勤務時間の変更についてですが、コロナによる暫定的な処置か、それとも恒久的な処置なのでしょう。次に、午前7時30分からの勤務が可能となると、窓口も同じ時間に開くようになるのでしょうか。

教育総務課長

きっかけはコロナ対応ですが、コロナが収まった後も時差出勤が出来るように制度化、運用していくものになります。あくまで職員が時差出勤をするだけで、窓口の業務時間の改正はしておりませんので、窓口については今まで通り8時30分からであり、職員は時差出勤により早出・遅出が可能となるものでございます。

林 委 員

教育部、生涯学習部と今まで2部あったものを1本化ということですが、小山市も同様な体制の中で、必ず教育次長を通すということは事務が増える、時間がかかる、権力を持つ等の弊害があると耳にしました。2人で分業していたものをわざわざ1つにするのはなぜでしょうか。

教育総務課長

部制廃止については市全体の決定の中で生まれてきたもので、まずは総務課から提案がなされました。前提となるのが公民館とスポーツの職務権限の委譲でして、特例条例により本来教育委員会が持っている権限を市長に移すということで条例が可決、成立しております。これが今まで2部8課であったものが6課になる根拠でございます。この背景には事務組織の縮小、コンパクトな組織にして事務の効率化を目指すということですので、それにあたって部長職に教育次長が位置付けられました。また、教育長へ決裁を回す際に教育次長を経由するのは職制上仕方ないことかと思いますが、これまで2人の部長が担ってきた専決事項を1人で行うことで個人の事務負担は増えることと思います。しかし2課減りますので、部が統一されることも事務の効率性を考えると致し方ないのかなと思います。効率化の観点ということですね。栃木市では大丈夫かと思いますが、懸念があるということで質問させていただきました。

林 委 員

教 育 長

他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第4号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第4号について、可決いたします。

次に、議案第5号 栃木市教育長の権限に属する事務の委任及び決裁規程等の一

部を改正する規程の制定について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

令和3年4月1日付けの組織改編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市教育長の権限に属する事務の委任及び決裁規程等の一部を改正することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第5号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第5号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第5号について、可決いたします。

次に、議案第6号 栃木市小中学校施設（特別教室）開放実施要綱等の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

令和3年4月1日付けの組織改編に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市小中学校施設（特別教室）開放実施要綱等の一部を改正することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第6号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第6号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第6号について、可決いたします。

次に、議案第7号 栃木市公民館条例施行規則等を廃止する規則の制定について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

令和3年4月1日付けで公民館及びスポーツ（学校における体育に関するものを除く。）に関する事務を教育委員会から市長部局へ移管することから、栃木市公民館条例施行規則等を廃止することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第7号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第7号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第7号について、可決いたします。

次に、議案第8号 栃木市長と栃木市教育委員会との地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づく協議について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

令和3年4月1日付けで公民館及びスポーツ（学校における体育に関することを除く。）に関する事務を教育委員会から市長部局へ移管することに伴い、当該事務の執行に必要となる栃木市規則を定めるに当たり、栃木市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定による協議の申入れがあったので、これに同意することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長
館 野 委 員

議案第8号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

学校の部活動については、スポーツに含まれているということによろしいのでしょうか。体育とは別になりますか。

教育総務課長

学校体育は除いた形で権限を移しているのので、部活動については教育委員会所管のままとなります。

教 育 長

他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第8号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第8号について、可決いたします。

次に、議案第9号 栃木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。学校教育課 大阿久課長より説明をお願いします。

学校教育課長

〔説明要旨〕

出席停止の期間及び出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置に関する事項を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長
林 委 員

議案第9号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

「出席停止の期間における学習に対する支援」について、具体的にどのようなことをイメージしているのか教えてください。

学校教育課長

暴力行為があった、いじめの加害者等において出席停止の措置をとることが出来るというものですが、そういった措置に入る前に、本人及び保護者と十分話し合いをしたうえで、例えば1週間の中でこのように学習を進めていくという計画を立て、実際に出席停止を行う形になります。

大 橋 委 員

出席停止というのはインフルエンザ等の病気に関すること、という認識でしたが、今のお話でいじめ等にも関係しているということが分かりました。病気の子に対しては、改正することによって何か変わりますか。

学校教育課長

感染性の病気に対しての出席停止については、突然かかってしまい、打合せする時間ありませんので、今まで通り連絡を取り合って対応していくということになります。

教 育 長

国の動きと連動したもので、「出席停止させることも可能」ということになります。他にいかがですか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第9号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

異議なきものと認め、議案第9号について、可決いたします。

次に、議案第10号 栃木市不登校児童生徒適応指導教室の在り方に関する方針の策定について、を議題といたします。学校教育課 大阿久課長より説明をお願いします。

学校教育課長

〔説明要旨〕

栃木市教育委員会では、不登校児童生徒に対して、学校復帰を含む社会的自立に向けた指導及び支援を行うため、公民館等の市有施設を利用し、市内5カ所に栃木市不登校児童生徒適応指導教室を設置している。多くの施設で老朽化が進んでおり、施設面での将来的な課題に対応する必要があること、本市における不登校児童生徒数は、全国的な傾向と同じく増加傾向にあり、不登校対策の重要性が一層高まっていることなどから、不登校対策の中核的な役割を担う栃木市不登校児童生徒適応指導教室の今後の在り方に関する方針を策定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長
福 島 委 員

議案第10号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

パブリックコメントは12人からということですが、内容についてはほとんど当事者の方や関係機関の方かなと思いましたが、全体的には、適応指導教室に通えていない子どもたちがたくさんいて、通えている子も近年増えている、そして指導する指導員の数も足りていないという流れになってきていると思うのですが、色んなご意見をいただく中で、丁寧に答えていることが分かります。一気に変えることは中々難しいと思いますが、切実な意見が多いので、これらに応える形で出来るところから取り組んでいただくことが素早い対応なのかなと思います。1つだけお聞きしたいのですが、高根沢町の「ひよこの家」の取り組みは先進的なものなのでしょうか。

学校教育課長

ひよこの家には教育長や私が直接、訪問させていただきました。内容的には設立の一つの柱である「その子どもに応じた対応」でして、学校の適応をせかさず、自分たちでやりたいことを自分達で企画し、出来る環境を整えておりました。例えば音楽がやりたいということで、倉庫を改造してドラムを入れて出来るようにしたり、友達が1か所に集まって話ができるようにして、通常学校では置いていない漫画本が置いてあったり、料理も出来るようになっております。昔の一軒家を上手く改造しながら、その中でそれぞれの子どもたちに合った方針で指導を行っているような施設でして、非常に参考になりました。

教 育 長

2年前に訪問したのですが、ひよこの家が話題になったとき、不登校傾向の子は人目につくのが嫌なので、人目につかないような学校や街中から少し離れた場所がいいだろうと、田んぼの真ん中の1軒家という古民家を利用していたようなんですね。視察をして感じたのは、以前は世間と隔離した特別な場所でひっそりと、というコンセプトだったかと思うのですが、段々そうではなくなってきた、学校に行きながらひよこの家に通って、また学校に戻るという子も出てきているという状況を知りました。本市の適応指導教室も一時代前の対応ではどうしても学校に復帰させることに注力している部分がありましたが、段々変わってきて、必ずしも復帰させることを強いるのではなく、居場所として安心して生活できる場所

にしようというコンセプトで、本市の対応もひよこの家の考えに近づいてきていると思いました。一人ひとりの子どもの個性・状況に応じて、学校に行けなければ家以外の居場所で心の力を養って、自分で学びたいことを決め、結果的に学校に行けるようになれば行けばいいといった、子どもを中心においた対応が大切なんだという考えが広がってきました。ただ、適応指導教室という名前には違和感を感じていて、子どもを中心考えたネーミングにした方がいいと思っています。いずれにしても、ひよこの家の良さが今は栃木市の適応指導教室にも取り入れられてきているなど感じています。

福島委員
西脇委員
教育長

子どもも保護者も居場所がほしいと言っていますよね。

ひよこの家の取り組みは、高尾山の方で見学した取り組みのような感じですか。高尾山の方で行っていたのは、八王子市が全力を挙げ、不登校の子ども専門の場所として廃校した学校を活用し、指導主事や相談員を備え、自由に様々なことを選んで学べるようなものでした。しかし栃木市のように教室が複数あるわけではなく、そこにまとまっているので近隣に住んでいないと通うのが難しいという部分はあります。

西脇委員
教育長

そこに引っ越ししてくるという話もありましたね。

そうですね。全国から引っ越しして集まってくる状況というお話でした。栃木市としては今の適応指導教室の中身を充実させたいと思います。学校と適応指導教室を行き来してもいいよというように、指導員や学校の教員の意識が変わってきました。午前中は学校に来たけど、ちょっと疲れてしまったので適応指導教室の先生と話したいということであれば、その子の状況に応じて認めるようになります。

西脇委員
館野委員
教育長

ネーミングはちょっと気になりますね。

「はばたき」などの愛称はあるんですけどね。

ネーミングについては私も違和感を感じておりますので、宿題とさせていただきます。他にいかがですか。

— 質問なし —

教育長

それでは、議案第10号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教育長

異議なきものと認め、議案第10号について、可決いたします。

次に、議案第11号 栃木市立学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。保健給食課 五十畑課長より説明をお願いします。

保健給食課長

〔説明要旨〕

学校休業による給食回数の減少及び令和3年4月1日からの組織改編に対応するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教育長

議案第11号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは、議案第 1 1 号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第 1 1 号について、可決いたします。
次に、議案第 1 2 号及び議案第 1 3 号 栃木市いじめ問題対策専門委員会への諮問について、を議題といたします。

はじめに、秘密会についてお諮りいたします。本件の審議については、個人情報が含まれる審議のため、栃木市教育委員会会議規則第 1 6 条ただし書に基づく、秘密会にいたしたいと思います。これに賛成の委員は挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

教 育 長 全員、「賛成」でありますので、議案第 1 2 号及び議案第 1 3 号は、栃木市教育委員会会議規則第 1 6 条ただし書に基づく、秘密会といたします。傍聴の方は、退席をお願いいたします。

《 秘密会 》

教 育 長 以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。
それでは、これをもちまして本日の定例教育委員会を終了いたします。

—— 午前 1 1 時 2 8 分委員会の閉会を宣した。 ——

令和 3 年 2 月 2 2 日

教育長

署名委員